

内の蒙古站の提調に外ならぬのであつて、一般の場合とは區別して見なければならぬ。

さてかく路と州縣との間にこの提調管理の權の移動が頻りに繰返されたことから考へると、これには相當重要な意義が存したのであつたらうと思はれる。今少しく立入つてかゝる變革が何時に於て行はれ、また如何なる事情に依つて行はれたかについて考へて見なければならぬ。

前記泰定元年三月三日の奏には、最初に「世祖皇帝時、漢地站赤從_ニ各路達魯花總管提調_一」とのみ記されて居るが、實は當初隨路に特に總站官といふ官を置いてこれが管理に當らせたことがある。そのことは經世大典站赤二に載せてある至元七年二月中書省の定めた站赤事理に依つて知ることが出来る。即ちその一條に、

一。除_ニ脫脫禾孫依_レ舊存設_一。據_ニ隨路見設總站官_一。截_レ日革罷。

といひ、たゞ此等の站官の中、聖旨・令旨・中書省の割符を受け、もしくは長年歷事して別に過犯なきものだけは例外として用ゐることを規定し、元史站赤篇にもこれを収録してある。何時からこの總站官が隨路に置かれたかは明らかでないが、「歷時年深、別無過犯者」は區用すると見えて居るのに依ると、その設置以來當時に至るまでに相當の年月を経たのであつたことは明らかで、多分至元元年各路で隨處の驛站を管理した時からのことであつたらうと思われる。

さて前にも引いた中統五年即ち至元元年八月の聖旨に據ると、この時中書省から隨處の驛站に關することを凡べて州府の親管に屬せしめたいと奏請したのに對して、隨路の站赤は已前の體例に照依して各處の管民官に親から管領を行はせ、使臣の起數や鋪馬の強弱は常に霍木海が提領して仔細に詢問し、往來する使人等が定例に依つて鋪馬